

## 博士学位論文審査報告書

### 貞清世里『古代寺院伽藍配置の意義—観世音寺式・法起寺式伽藍配置をとる寺院とその展開—』

周知のように崇峻天皇(588)の時代に蘇我氏の氏寺である飛鳥寺(法興寺)が完成する。天智・天武両天皇の父親である舒明天皇の時に飛鳥大寺(後の大官大寺)が建造されている。さらに斉明天皇の時に川原寺が建てられた。七世紀中期までに大和をはじめとする機内の豪族、渡来系の人々によって多くの氏寺が建立された。天武天皇十三年(685)には『日本書紀』によれば「諸国に家ごとに仏舎を造って、仏像・経巻を置いて礼拝供養せよ」との詔勅が出されている。これを契機に全国各地に爆発的に寺院が建立されている。その数は500を下らない。『抹桑略記』に記されている寺院数が決して大げさではないことが実証されている。その中で貞清氏(以下、氏と略称する)が特に観世音寺式と法起寺式に的を絞って論究されたのは、一つの見識である。何故ならば、観世音寺式はとりわけ中央政権の意向をうけて鎮護国家の性格が強く、さらにその地域の政治的仏教的に中心となる役割が付与されているからである。法起寺式は地方寺院に最も多く見られる伽藍配置であるからである。

氏の論文の構成は序論・結論の他、6部で構成されている。

第1部が「寺院造営の背景と伽藍配置」、第2部「古代国家の地方支配」、第3部が「伽藍配置の分布と展開」、第4部が「国土防衛と寺院」、第5部が「国家仏教と伽藍配置」、第6部が「伽藍配置の意義」となっている。全体の要旨は以下のごとくである。

先行研究においてわが国の寺院の伽藍配置は、わが国最初の寺院である一塔三金堂式の飛鳥寺式から、一塔一金堂式で塔・金堂を南北に配置する四天王寺式、続いて塔・金堂を並置するタイプ(法隆寺式・法起寺式など)に変化し、全国に分布していくことなどが指摘されている。伽藍配置採用の要因としては、朝廷の仏教観の変化や金堂のとり方位が特定の仏像に対する信仰を示すなど、説は様々あるが、明確にその意義についてはわかっていない。そこで本論では、観世音寺式伽藍配置と法起寺式伽藍配置を中心に伽藍配置の意義について検討している。観世音寺式と法起寺式は一塔一金堂式で、回廊内の東に塔、西に金堂を配置するが、金堂のとり方位が観世音寺式は東面、法起寺式は南面する点で区別される。これらを比較検討することで、わが国の古代寺院において金堂のとり方位の異なる伽藍配置のどのように展開し採用されたかを氏は論じている。

そのため、まず両伽藍配置をとる寺院について改めて全国的に集成を行い、それらの寺院の分布の特徴や出土遺物について検討し、それぞれの伽藍配置をとる寺院からみえる特色・性格を抽出している。なお、主としておおむね天平13(741)年の詔にはじまる国分寺・国分尼寺建立による国家仏教政策開始頃までを対象としている。それらを踏まえて伽藍配置の変遷を再考し、古代寺院の伽藍配置の意義について検討されている。

観世音寺式をとる寺院は集成の結果、観世音寺、多賀城廃寺をはじめとして全国に12(15)か寺が分布することを指摘した。それらの特徴として、大宰府、多賀城などの官衙・城柵に付属するものがあり(観世音寺、多賀城廃寺・郡山廃寺)、西日本においてはその多くが古代山城や、行政組織としての総領(太宰)が置かれ管轄した地域に分布すること、大津京を守護するようにおかれた(崇福寺、穴太廃寺)などが挙げられている。以上により観世音寺式は、天智朝において仏法によって首都を守護し、国家の東西南北端におかれた鎮護国家的性格を付与された伽藍配置であることを明らかにしている。また観世音寺式寺院の本尊については、廃寺が多く不明な点が多いが、不空絹索観音菩薩であったと考えられる(第3部第1章)。続いて、先学によって観世音寺式の祖型と考えられている、一塔二金堂式で回廊内の西金堂が東面する川原寺式伽藍配置をとる寺

院について集成・検討を行っている(同第2章)。確認した限りこの形をとるものは川原寺のみで、これまで川原寺式に分類されていた南滋賀町廃寺は金堂が南面し、川原寺式の西金堂を東西棟にした形であることから、南滋賀町廃寺の伽藍は法起寺式の祖型と考えられることを指摘している。

さらに、法起寺式をとる寺院について全国的に集成を行い、59(60)か寺を確認している(同第3章)。これまでの先行研究では、法起寺式寺院は爆発的に寺院が増加する7世紀後半以降において全国広範囲に分布することが知られていたものの、各地域や出土瓦による分析が中心で、その全体を通じた検討はあまり行われていなかった。そこで貞清氏の本論では新たな集成をもとに法起寺式をとる寺院全体を検討した結果、伽藍建物の配置からA・D(法起寺式・推定法起寺式)、B講堂の南に金堂が配されるもの、C講堂をもたない可能性があるものの大きく4分類できると氏は述べている。

法起寺式寺院は広範囲、長期間分布し、全国的な集成からみてもその分布は多様である。氏族による造寺活動や各地の豪族に採用されたもの(高麗寺)や、官衙付属寺院(弥勒寺)や複数の国分寺で法起寺を採用する場合がみられる。法起寺式を東西反転した形である法隆寺式が百濟大寺(吉備池廃寺)を初現として王権に採用され、畿内に多く分布するのとは異なる傾向がある。先学が指摘するように、改めて全国的に集成した寺院でも法起寺よりも古く、伽藍配置が明確にわかるものは見出せないといっている。

また法起寺式寺院の堂塔について、吉備池廃寺や飛鳥の主要寺院、観世音寺と基壇寸法の比較を行い、古代寺院全般と比較すると、金堂は正方形に近い平均値であることを究明している。本尊については、南面金堂の方位性としては釈迦如来が考えられているが、法起寺の金堂本尊は観音菩薩であり、本論で集成した寺院もその多くが廃寺であるため、対応関係を見出しづらい。信仰面の手がかりの一つとして、法起寺式の寺院には、法起寺のほかにも尼寺が含まれている可能性について指摘されている。

制度・政策面からのアプローチとしては、天武9(680)年に始まる「大寺」制と大寺と定められた川原寺と、観世音式伽藍配置について検討した上で一切経の写経や国家による読経などの行事が大寺とされた寺院で行われ、平城京遷都時期には鎮護国家的儀礼も行われていたことなどから、観世音式の成立には、このような時代の背景が影響したことを述べている(第5部第1章)。国分寺・国分尼寺については、それに至るまでの護国經典導入の流れを踏まえ、国分寺にも観世音寺式、法起寺式寺院がみられることから、国分寺建立段階においても金堂の方位による伽藍配置の区別が行われていたことを指摘している(同2章)。

以上のことから、川原寺式から観世音寺式、南滋賀町廃寺式から法起寺式への伽藍型式変化が想定できるが、この変遷・展開は、飛鳥寺の伽藍配置の一部を抽出する流れで整理することが可能だと氏はいう。変遷図のとおり、飛鳥寺式から中・西金堂・講堂・塔・中門を抽出すると、一塔二金堂式の回廊内の西に金堂を配する形となり、西金堂が南面するもの(南滋賀町廃寺式)、東面するもの(川原寺式)に分かれる。さらに中金堂を省略し、金塔と塔をそれぞれ一つ配する形として、金堂が南面する法起寺式、東面する観世音式へと展開する。伽藍中軸線を東西対称に同様に、一塔二金堂式の回廊内の東に金堂を配する形として金堂が西面、南面するものに分かれる。さらに中金堂を省略し、金堂が南面する法隆寺式、東面する野中寺式へと展開する。飛鳥寺式の中金堂・講堂・塔・中門を抽出すると定林寺式(講堂と金堂を区画)、四天王寺式(同区画を省略)となる。同様に、西金堂・東金堂を塔に置き換えた形として、大官大寺式(講堂と金堂を区画)、薬師寺式(同区画を省略)となる。造営主体が重要視する信仰や教義、金堂のとり方位や仏舎利への信仰などに合わせた伽藍配置の成立・採用の流れとして理解できるとされる

観世音寺式は川原寺式の流れをくみ、国家による地方支配に密接に結びつき列島の東西南北端の要衝に置かれ、天武・持統朝に隆盛をみる鎮護国家的思想が付与されていた。その性格は国分寺建立以降にも引き継がれている。一方、法起寺式は、南滋賀町廃寺の流れをくみ、現段階では特定の信仰やパターンを見出すの

は難しいが、全国に広く長く採用されていることが改めて明らかになったとされる。官的要素や護国思想に限られず、多面的に現世利益や地域・氏族的な繋がりに寄り添った、汎用性の高さこそがその性格の一つと言え、両伽藍配置型式は明確に区別され、採用されていたと氏は考える。

### 評価できる処

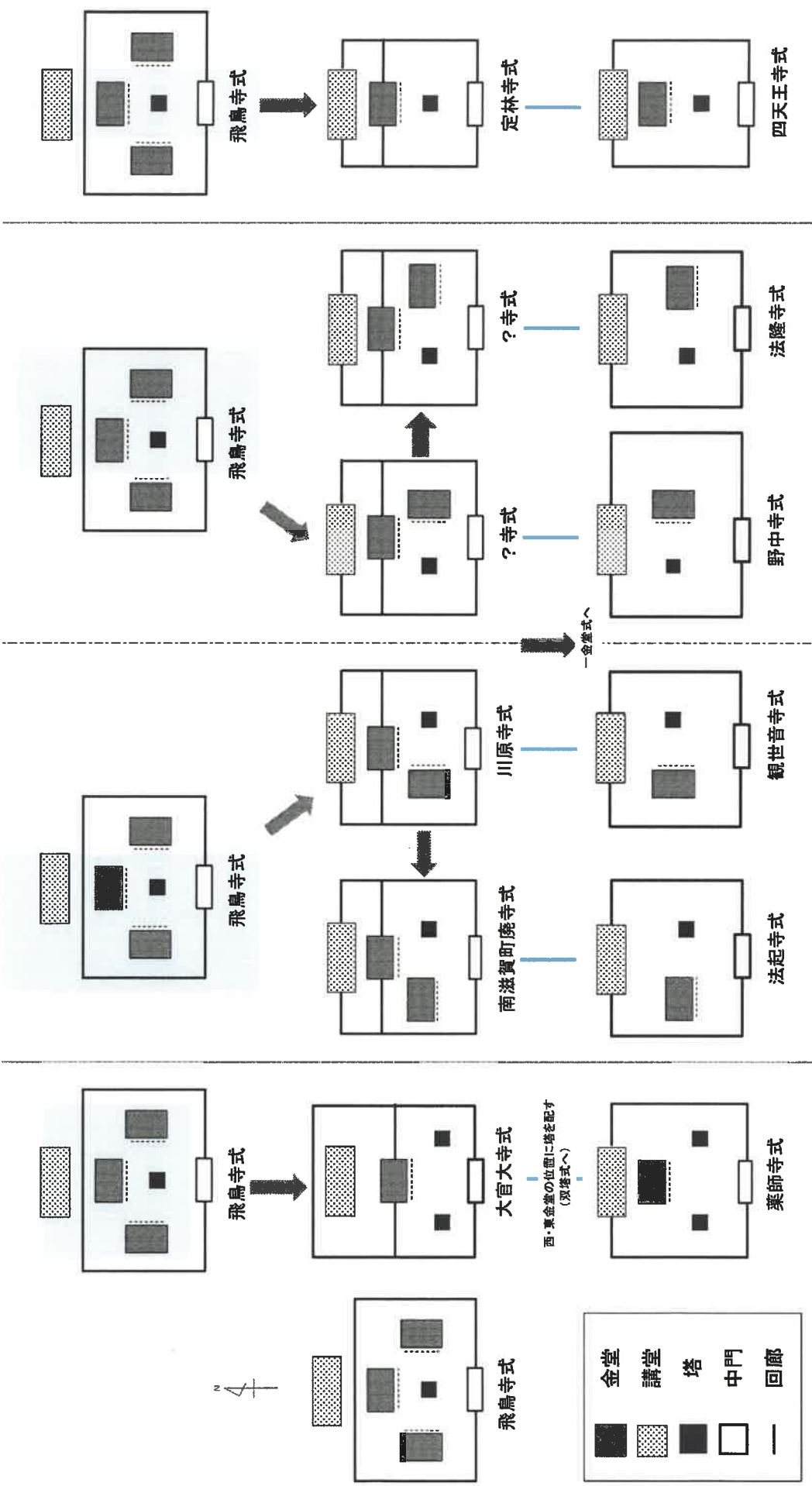
1. 各地の寺院伽藍の発掘調査報告書を丹念に読み込み、それらを集成し、先行研究、さらには百済・新羅などの朝鮮半島の寺院伽藍にも目配りして、広い視野から論を進めている。重要な伽藍については図表や統計表を示している。文献資料の取り扱いには慎重であること。論旨は明快で構成も堅実である。
2. 一塔一金堂式で回廊内の東に塔、西に金堂を配し金堂が東面する観世音寺式(全国で15か所)について、天智朝期に仏法によって首都を守護し、さらに寺院の囲いに城柵が張り巡らした跡があることから明らかに戦争への防衛としての機能を備えていたこと。国家の東西南北に建立されているところに大和朝廷の企画性が読み取れること。さらに金堂に安置された本尊については、廃寺が多く不明な点もあるが、不空羼索観音菩薩であった可能性が高いことを解明している。
3. 南滋賀町廃寺について、川原寺式伽藍すなわち中門を回廊が巡り、東に塔、中門の枢軸線上の北に中金堂、西に南北に長い西金堂(塔に向かって東面する)とされていた。しかし、氏は南滋賀町廃寺の伽藍を詳細に見極めると、西金堂は東西に長く南面しており、川原寺式でないことを確認している。これは氏独自の見解である。
4. 川原寺式を起点にすると、川原寺式から観世音式、川原寺式から南滋賀町廃寺式それが法起寺式へと変わっていったと考えられるのではないかと推測する。氏の見解は極めて傾聴に値する。
5. 斑鳩にある法起寺は元来尼寺である。地方の法起寺式の寺院にも尼寺と考えられるのが存する。西金堂が南面していることで様々なご本尊が考えられる。さらに地域住民により開かれていたことが60か所に普及した理由ではないか、氏は法起寺式の汎用性に注目している。

以上挙げた評価点によって、貞清世里氏の論文は十分に学位に相当すると、本審査委員会は承認する。

主査 : 邊土名 朝 邦

副査 : 高 倉 洋 彰

副査 : 伊 藤 慎 二



伽藍配置の変遷図